

議第41号

関西広域連合と京都市との間の公平委員会の事務の委託に関する
規約の設定に関する協議について

公平委員会の事務の委託に関する規約を次のように定めることについて、
関西広域連合と協議する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

関西広域連合と京都市との間の公平委員会の事務の委託に関する
規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づ
き、関西広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定す
る公平委員会の事務を京都市（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」とい
う。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、そ
の費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、
甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

関西広域連合の公平委員会の事務について、関西広域連合から委託を受け
る必要があるので提案する。